



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年3月26日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき神奈川県警察職員宿舎整備運営事業「下小田中地区」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区新川一丁目28番38号 三菱倉庫株式会社 取締役工務部長 入江 賢次
	指定開発行為の名称	神奈川県警察職員宿舎整備運営事業「下小田中地区」
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区下小田中五丁目1568番1、1625番1
	指定開発行為の目的	集合住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約13,785㎡ 建築面積：約5,347㎡ 延べ面積：約15,414㎡ 計画戸数：260戸 計画人口：606人 建物高さ：約15m
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年9月 完了予定：平成25年8月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年3月26日（月）から 平成24年5月9日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで 午前8時30分から午後5時15分まで（4月2日から） 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成24年5月9日（水） （郵送の場合は、平成24年5月9日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の内容及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156